

指名停止措置について

令和2年3月26日
砺波市土地改良区

1 指名停止業者名及び住所

有限会社 森建設（代表取締役 森 弘巳）
砺波市宮森100番地

2 指名停止期間

令和2年3月26日～令和2年5月25日（2ヵ月）

3 指名停止の範囲

砺波市内

4 事実の概要

平成31年3月20日（水）、貴社が受注した「H30基盤整備促進事業 東般若南部地区 東般若4号排水路 第1工区整備工事」の工事現場において、予め移動式クレーンによる作業方法及び移動式クレーンに係る作業員の配置を定めなければならないところ、これを定めず、機械等による危険を防止する措置を講じていなかったことから、クレーンで吊り上げていたU字溝が落下した際、下で作業していた作業員が下敷きになり死亡したものである。

5 措置の理由

砺波市土地改良区は砺波市建設工事等指名停止要領に準じて決定する。

砺波市建設工事等指名停止要領第3条第1項別表第1第7号に該当するものである。

【砺波市建設工事等指名停止要領（抜粋）】

（指名停止）

第3条 有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより情状に応じて期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

別表第1 現場事故等に対する措置基準

（7） 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。

当該認定をした日から 2週間以上4箇月以下